

第3章 編 修

(目 的)

第1条 本章は、本学会の会誌（電気学会誌・部門誌）のうち、部門誌の編修に関する事項を定める。

2. 電気学会誌との関連は、別に定める「編修規程」による。

(部門誌の掲載内容)

第2条 部門誌には、専門性の高い論文、資料、研究開発レター（以下論文等という）ならびに部門の会員を対象とした記事を掲載する。

2. 部門の会員を対象とした記事の内容については、編修規程第3条に基づき、各部門が自主的に定める。

(論文等が具備すべき条件)

第3条 部門誌に掲載される論文は、電気学術または技術に寄与するもので、その論旨に明白な誤りがなく、更に原則として他の公開出版物に発表されていないことを満たした上で、いずれかの条件を満足するものとする。

- (1) 客観的な創意が認められること（創造性）
- (2) 客観的な新しさが認められること（新規性）
- (3) 学術あるいは技術の発展に役立つこと（有用性）

2. ただし、次に該当するものも、新規論文として投稿することができる。

- (1) 投稿前に本学会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含む論文。
- (2) 速報として既に掲載された研究開発レターを発展させた論文

第4条 部門誌に掲載される資料は、本学会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従来の諸説の系統的整理
- (2) 各種の試験結果、試験事項、計算数値表、現場技術などで一般性のあるもの
- (3) 学術上または技術上、現在特に注目されている事項の総合報告
- (4) その他、電気学術上または技術上、寄与すると認められるもの

2. ただし、投稿前に本学会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むものは、新規資料として投稿することができる。

第5条 部門誌に掲載される研究開発レターは、本学会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 創意ある研究または技術開発に関する速報
- (2) 新規性ある学術または技術に関する速報

2. ただし、投稿前に本学会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むものは、新規開発レターとして投稿することができる。

(部門編修委員会・論文委員会の設置)

第6条 部門誌の企画と編修、投稿された論文等の審査ならびに本学会の会誌の編修に関する部門の分担事項についての業務を遂行するため、部門編修委員会ならびに論文委員会を置く。

2. 部門編修委員会は論文委員会を掌理する。

(査読と照会)

第7条 論文委員会は、投稿された論文等が掲載される条件を具備しているか否かを審査し、掲載の可否

を決定する。このため、論文等の査読を行う。

2. 投稿論文等の査読は、複数の部門が共同して実施することができる。
3. 査読に際して不明確な点がある場合、あるいは読者に十分に分かるように記述されていない場合には、編修会議議長名で投稿者に照会を行う。

(採否の通知)

第8条 論文委員会において掲載と決定された論文等については、会誌編修課は速やかに掲載決定の旨と掲載予定号を、編修会議議長名をもって投稿者に通知する。

2. 返送と決定された論文等については、会誌編修課は速やかに返送理由を付して返送決定の旨を、編修会議議長名をもって投稿者に通知すると共に、投稿された論文等の原稿を返却する。

(返送論文等に対する異議申し立てと処置)

第9条 投稿された論文等が返送の処置を受け、その理由に承服し難い点がある場合は、投稿者は書面をもって編修会議議長宛に異議申し立てをすることができる。

2. 部門編修委員会は、編修会議の指示の下に、異議の申し立ての主旨を十分に考慮し論文等の内容の再査読、学識経験者の意見聴取などにより、採否の決定を行う。

(その他)

第10条 論文等の査読者および解説記事の閲覧者に対する謝礼は、無報酬とする。